資料4-3

第4回 安心・安全なメタバースの実現に関する研究会事務局資料

2024年2月15日 情報通信政策研究所調査研究部 情報流通行政局参事官

- 1. 研究会での発表内容等及び主な意見(第1~3回)
- 2.1次とりまとめの方向性
- 3. 前文(案)及び原則(案)
- 4. 今後のスケジュール

民主的価値に基づく原則等の例(第1回研究会事務局資料)

○目的

今後のメタバースの発展を念頭に、民主的価値に基づく包括的な原則及びメタバースの信頼性及び利便性の向上のための個別具体的な論点を検討し、ユーザに とってより安心・安全なメタバースを実現することを目的とする。

○構成

「民主的価値に基づく原則」及び「信頼性・利便性の向上を図る観点からの論点」により構成される。

民主的価値に基づく原則	
項目	内容
自由とルールの適正なバランス	・行動履歴の適正な取り扱い(プライバシーの観点を含む)を踏まえたメタバースの運営 ・子ども・未成年ユーザへの対応
個人の尊厳	・ユーザとアバターとの紐付けにおけるプライバシーの尊重 ・アバターの肖像の尊重 ・他のユーザやアバターに対する誹謗中傷及び名誉毀損の抑制
参加機会の公平性	・メタバースへの公平な参加機会・誰もが使えるユーザビリティの確保
多様性	・物理空間の制約にとらわれない自己実現・自己表現 ・障がい者等の社会参画の手段としての有効性 ・多様な発言等やユーザの主体性の確保(フィルターバブル、エコーチェンバーといった問題が起きにくいメタバース)

信頼性・利便性の向上を図る観点からの論点					
項目	内容				
透明性	・ユーザからみて何がデータとして保存されているか(期間、内容等)の明示 ・ユーザからみてプラットフォーマー等がどのデータを利用するのか(ユーザはオプトイン、オプトアウトが可能か)の明示				
個人情報保護	・メタバースの利用に際してのデータ取得、メタバースの構築に際しての映り込み等への法令遵守等による対処 ・実在する人物の姿を利用したアバター(リアルアバター)やユーザの個人情報の保護				
説明責任	・メタバースの特性の説明・メタバースの利用に際してユーザへの攻撃的行為や不正行為への対応の説明・ユーザ間トラブル防止や不利益を被ったユーザのための取組・ユーザ等との対話を通じたフィードバックを踏まえた改善				
セキュリティ	・メタバースのシステムのセキュリティ確保(外部からの不正アクセスへの対処等)				
相互運用性	・メタバース内のアバター、コンテンツ等について他ワールドでの相互運用性の確保等によるメタバース全体の持続可能性の向上				
リテラシー	・ユーザ同士の協調によるコミュニティの維持・改善・ユーザのメタバースに対する理解 ・ユーザのICTリテラシー向上				

第1回研究会での原則等の例への構成員の主な意見

<全般的なご意見>

第1回構成員コメント(構成員名(敬称略))

- ・そもそも<u>なぜ原則をつくるのか、誰のためにつくるのか</u>ということは、立ち返って、初期の段階に改めて構成員の皆様と共に議論していくことが 大事(江間)
- ・どこに向けて、どういうガイドラインをつくっていくのかというのが、結構重要なポイントになってくる(塚田)
- ・原則間には必ずトレードオフが生じる。その時に、<u>どの原則をどういう文脈で考えていけばいいのか</u>という、ある種原則の目的や考え方自体のものを、前文のようなところで表に示しておくということは、非常に重要(江間)
- ・あらゆる国が支持可能なレベルまで薄い価値を打って出ることに意味があるのか。やはり、<u>リベラルデモクラシーのようなものを一つの基軸とせ</u> <u>ざるを得ないのではないか</u>。(大屋)
- ・<u>イノベーションを促進すると同時にリスクを緩和</u>していくというような、2つのバランスを取っていくに当たって、この辺の開発・訓練・提供のようなところに関しては、やはり関係者間での契約をしっかりと取り交わしていくこと、それに対して、社会的責任として市場の監視や、あるいは市民に対しての社会的責任を負うというようなことが非常に重要になってくる(江間)
- ・本当に<u>危険なことがおこらないようにするためのルールづくりは大事だと思う一方で、縛り過ぎて結局利用者が何もできなくなってしまったとな</u>らないようにしないといけない(木村)
- ・新しいメタバースの活用方法を阻害しないような形でのルールづくりというのを心がけていく(中略)成功事例のようなものを早い時期につくっていけると、多くの人が安心して、あるいは従来できなかったことができるというポジティブな面に引かれて、このメタバースの世界に入ってきてくれるのではないか(安田)
- ・ある意味<u>ルールを自分たちでつくりながら、面白い空間をつくってきた</u>というふうな経緯もある(仲上)
- ・プラットフォーム側で用意されている機能を、ユーザがいろいろな活用の仕方でうまく使い、<u>ある程度自分たちの仲間たちで安全な空間、メタ</u>バースの中で楽しもうというようなことが行われている(出原)
- ・メタバースの中を完全にリアルと切り離された空間として置いておくと危険性が高まっていく可能性はあるが、それを<u>リアルとどう結びつけてい</u>くかというところが、一つ解決への鍵になるのではないか(安藤)

第1回研究会での原則等の例への構成員の主な意見

<個別の項目へのご意見>

第1回構成員コメント(構成員名(敬称略))

- ・自由という価値も、民主的価値と同様のレベル感で捉えることができるのではないかと思う。例えばプライバシー侵害や誹謗中傷などからの自由、それから、障がいのある方が現実世界で抱えている制約からの自由といったような形で、下に続く様々な原則に結びつけられる重要な価値ではないか(石井)
- ・ユーザが操作されない、コントロールされないそういう環境を保護するための項目を一つ考えてもいい(石井)
- ・メタバースによって<u>障がい者が活躍できる社会</u>に近づくと良い(岡嶋)
- ・透明性というのはむしろ民主的価値の実現に資する要素なのではないか(増田)
- ・透明性、それから説明性、アカウンタビリティ、そこから発生するレスポンサビリティもそうだが、<u>アカウンタビリティ、何か問題が起きたときにどこが責任を取るのか</u>ということ、あるいは取れないかもしれないので、それを公的な観点から担保するのかというような、セーフティネットをつくっていくのかというような議論をしていくことが大事になってくる(江間)
- ・諸原則の中で登場する「自由とルールの適正なバランス」のところは、内容との整合性が見られないように思う。プライバシーの観点を含む<u>行動</u>履歴の扱い、これはまさにプライバシーの部分でカバーすべき(石井)
- ・「個人情報保護・プライバシー」というような形にして、プライバシー保護の部分と個人情報保護法を遵守する部分はきちんと書き分けるようにする必要があるのではないか(石井)
- ・ユーザ同士の協調によるコミュニティの維持・改善という項目は、むしろリテラシーではなく、<u>端的にコミュニティや、コミュニティの自主性のような形</u>で別項目とされたほうがよい(増田)
- ・メタバースの場合、得られるユーザデータはSNS以上に潤沢なので、事業者側はできるだけユーザの滞在時間を長くしようとする。そのために快適性を高めようとする。さらに言うと、ユーザにとって自分の考えと反するような意見等は不快なノイズ要素とみなされるため、<u>それをフィルターアウトするような動機づけは事業者の側にも強く働くのではないか</u>(辻)

第2回研究会での発表内容及び主な意見

一般社団法人Metaverse Japan、一般社団法人メタバース推進協議会、バーチャルシティコンソーシアムの3者から取組紹介の後、意見交換を実施。

○一般社団法人Metaverse Japan

2022年3月14日に設立。Metaverse Standards Forumへの参画やMetaverse Japan Labというメタバースシンクタンクの設立等を行う。政策提言としてはホワイトペーパーを発表しており、Five Pillarsとして「産業基盤強化」、「人材育成」、「メタバース特区創出」、「ルール形成と国際標準」、そして「ダイバーシティ&インクルージョン」を設定している。

○一般社団法人メタバース推進協議会

2022年3月31日に設立。"人間本来の暮らし方"の探求を、生活者主体の視点から「現実社会連動メタバース」を創り育てることを目指し、ユースケース策定・検証や実証 実験を目的とした検討会などを実施している。スマートフォンセキュリティ協会、セキュアIoTプラットフォーム協議会等と共同でセキュリティガイドラインを作成しており、 2023年12月18日公開の第2版では本人確認・本人認証など、メタバースに関する情報セキュリティや利用環境上の課題と解決策の総論をまとめている。今後は認証制度 化に向けた各論を整備してゆく予定。

○バーチャルシティコンソーシアム

2021年11月9日設立。2020年5月に公開した「バーチャル渋谷」を基にした、メタバース及び都市連動型メタバースについてのバーチャルシティ宣言(理念・指針)及び バーチャルシティガイドラインを2022年4月22日に発表。スピードを優先し、情報提供、透明化、各種規制・ルールとの相互運用を目的としている。原則の議論に当たって は共同規制アプローチでのマルチステークホルダーの役割分担を基に、政府として「原則を定める目的」と「原則の対象」を明らかにすること等の全体のファシリテーションが 重要だと考えている。

第2回構成員コメント(構成員名(敬称略))

- ・マルチステークホルダー型でルール形成をしていくことを考えると、(バーチャルシティコンソーシアムの意見の)政府によるファシリテーションが重要であるというのは同感。 各団体やガイドラインの<u>参加者や役割のカバレッジをマッピング</u>していくなどして整理を始めてみるというのが、今後の議論の進め方の一案か。自由とルールのバランスの観点では、問題が起きた後の事後対応型のアプローチも重要だと考える(増田)
- ・(Metaverse Japanに対し)<u>ダイバーシティ&インクルージョンの取組</u>というのは素晴らしい。特に福祉機器や福祉産業はマーケットも小さく取組みにくいところだが、団体 として取組むのは良い流れ。インクルーシブというと身体障がいに目が行きがちだが、発達障がいのある方々のアクセシビリティについても深掘りしていくことが重要だと考 える(雨宮)
- ・(メタバース推進協議会の)セキュリティガイドラインではガイドラインに従わない場合のペナルティは想定しておらず、共通的に誰もが考えなければならないセキュリティ的観点を整理している。(バーチャルシティコンソーシアムの発表の)民間主導ソフトローとハードローとのトレードオフ、エンフォースメントの難しさも踏まえ、<u>マルチステークホルダーの中でオープンに進めていくべき</u>というところは、まさしくそのとおりだと考える(仲上)
- ・(Metaverse Japanに対し)まず<u>ビジョン・ステートメントがあって、その下にガイドラインが来るというストラクチャー</u>はすっきりしていて良い。今後の具体化に期待してい るが、具体化するにはサービスとの紐付けが必要になるのかと思う(栄藤)
- ・(メタバース推進協議会に対し)日本人特有の自然感や倫理感、美意識というところを強調しすぎると、例えば<u>欧米のものとの相互運用性やハーモナイゼーション</u>が難しいと ころもあるのではないか。どの辺りまで日本特有や日本独自ということを主張して、どの辺りから例えばG7の体制につくかといった観点が問題になってくると思う(大屋)
- ・民主的価値の主体について、日本に住む人全員ではなく、実際にメタバースを利用している人たちを主体として、自分たちにとっての民主的な仕組みを作るという発想もあるかもしれない。追加の論点として、<u>NPCの活用が今後のメタバースの発展に重要ではないか</u>と思っているが、その際に発生しうる、人間とNPCの誤認のような論点も出てくるかもしれない(安田)
- ・G7などで民主的価値という時の「民主的」とは政治体制としての民主制ではなく、もっと根源にある社会の中で重要視される価値の話だと思うので、アバターに参政権や意思決定権を与えるような話にはならないと思う。政府による規制より自主ルールを積み上げたいというニュアンスを強く感じたが、第三者に関わる話については関係者の外側に対してどのように効果を及ぼすかも問題になるかと思う(小塚)

第3回研究会での発表内容及び主な意見

一般社団法人日本デジタル空間経済連盟、NPO法人バーチャルライツ、京都府の3者から取組紹介の後、意見交換を実施。

○一般社団法人日本デジタル空間経済連盟

2022年4月15日に設立。web3の活用によるデジタル空間における経済活動の活性化を目指し、政策提言や情報発信等を行っている。「メタバースリテラシー」の向上のため、「メタバース・リテラシー・ガイドブック」(ユーザー向け、事業者向けの2種)を公表。ガイドブックと原則は概ね内容が一致しているものの、「メタバースビジネスの発展・イノベーションを妨げない範囲での一定の指針(事業者は何ができて、何ができないのか)」、「生体情報の取得、使用、管理に関する観点」、「ユーザーの身体への影響について医学的な観点」も踏まえた原則の検討を提言。

○NPO法人バーチャルライツ

2021年3月29日に設立。VR文化の振興・表現の自由の擁護等を目的に、公益活動、政策提言、情報発信を活動の軸としている。原則に関しては、「日本特有の事情に合わせた民主的価値の確立」、「行動履歴の適正な取扱い(プライバシーの観点を含む)を踏まえたメタバースの運営」、「子ども・未成年ユーザへの対応」、「ユーザーの住み分けを適切に行えるような環境整備」、「説明責任と透明性に関する議論・誹謗中傷及び名誉毀損の抑制」、「(クリエイターの創作意欲等への影響を十分留意の上での)クリエイターの事業者責任の明確化」が必要と考えている。

○京都府

セキュアで信頼できるメタバース空間づくりを自主宣言する指針として「メタバース・トラスト・ステートメント京都宣言」を2023年3月15日に策定し、現在 135団体・企業が賛同中。異分野融合プロジェクトとしてメタバースを活用して、新産業創出に向けた実証等を支援。原則に関しては、「各項目のマーク制定 (SDGs方式)」、「多様性を認めること」が重要と考えている。

第3回構成員コメント(構成員名(敬称略))

- ・日本は文化的・宗教的制約の小ささから諸外国に比べて表現の自由度が高い。<u>この高度な表現の自由を享受しているという状況に対して過度な制約が生じないようにすることは重要</u>と思う。また、新たな取引形態である、個人のクリエイターが事業者的な行動を取るような場合の問題への対応として、<u>取引形態やコンテンツの利用許諾の標準化やパターン化を通じて透明性や予測可能性の向上を図る</u>のが一案である(増田)
- ・日本特有のメタバース文化は多様性の中で保護されるべきだが、日本だけでなくそれぞれの国の文化が保護された上でグローバリゼーションを図る必要が ある。日本はボランタリティにあふれたクリエイターが多く、クリエイターのエコノミープラットフォームも諸外国に比べて環境が整っている。メタバース上での クリエイター保護や利用者とクリエイター同士のトラブル解消等も含めて一定の方向性を出す必要があると思う(仲上)
- ・民主的価値について考えたとき、「プラットフォーマーのあるべき姿」や「ユーザーに対するガイドライン」がこれまでは頭にあったが、今回の発表を聞いて「コンテンツを作る側・提供する側がどういう態度で臨むのか」は結構大きいと思った。どういうコンテンツを作っていくのかが今後の民主的価値を決めていくのではないか。日本のコミケ文化は二次創作が許されている世界だが、一方で例えばVRChatでもそのようなコンテンツが多くある。しかしこれを厳格に取り締まると日本の良いところがなくなってしまうのではないか。厳格にするかどうかのさじ加減が重要(栄藤)
- ・国際的な場ではルールや原則的なものが求められる雰囲気を感じるときがある。リアルの世界で居場所がない方にメタバースが使われている、という話を原則や民主的な価値においてうまく表現できないか悩んでいる。言葉では美しく立派な内容でも、実際の事業者の活動につながらないと意味が無い(小塚)
- ・メタバース空間内でのアバターの著作権については議論が必要。いわゆる版権もののアバターについては国によって著作権の考え方や利用形態等が異なる。 メタバースはグローバルな場であるため、どう調和を図っていくか。曖昧さが求められる一方、グローバリゼーションにどう折り合いを付けるかが重要(仲上)

- 1. 研究会での発表内容等及び主な意見(第1~3回)
- 2.1次とりまとめの方向性
- 3. 前文(案)及び原則(案)
- 4. 今後のスケジュール

- 「誰のためにつくるのか」「どの原則をどういう文脈で考えていけばいいのか」等のご意見を踏まえ、<u>前</u> 文でメタバースについての基本的な考え方、原則の位置づけを記載
- 「自由という価値も、民主的価値と同様のレベル感」等のご意見を踏まえ、<u>自由に関する記載を原則から前文へ移動</u>
- 原則は、メタバース関連サービス提供者(※)が果たす役割として記載
- メタバースに特有な点として、「ルールを自分たち(ユーザ)でつくりながら、面白い空間をつくってきた」「コミュニティの自主性」等の意見を踏まえ、<u>社会と連携しながら更なるメタバースにおける自主・自</u>律的な発展を目指すための考え方を記載
- メタバースの自主・自律的な発展を支えるために、メタバース関連サービス提供者がメタバースへの信頼性を向上させるために必要な取組として記載

< 民主的価値に基づく原則等の例(第1回事務局資料)>

1 目的

2 民主的価値に基づく原則

自由とルールの適正なバランス、個人の尊厳、 参加機会の公平性、多様性

3 信頼性・利便性の向上を図る観点からの論点 透明性、個人情報保護、説明責任、セキュリティ、 相互運用性、リテラシー

<1次とりまとめの構成案>

1 前文

- ・原則の位置づけ
- ・メタバースの自主・自律的な発展に関する原則の考え方
- ・メタバースの信頼性向上に関する原則の考え方

2 メタバースの自主・自律的な発展に関する原則 オープン性・イノベーション促進、多様性・包摂性、 リテラシー、コミュニティ

3 メタバースの信頼性向上に関する原則

透明性・説明性、アカウンタビリティ、 プライバシー、セキュリティ

(※)メタバース関連サービス提供者・・・メタバースサービスを提供するプラットフォーマー、ワールド提供者を指す(前研究会からの引用)

原則(案)の主な修正点

- ◆ 社会と連携したメタバースの自主・自律的な発展として、ポジティブな面を捉えた「オープン性」「イノベーション促進」を追加し、公平な参加機会やユーザビリティについては構成員や事業者団体からの指摘の多かった「多様性」「包摂性」へ移動させた上で整理
- 説明責任の項目にあったメタバースの特性の説明等については、「透明性」に「説明性」を加え整理し、行動履歴の適切な取扱い等については「プライバシー」の項目へ移動させた上で整理

<民主的価値に基づく原則>

項目	内容
自由とルール の適正なバラ ンス	・行動履歴の適正な取り扱い(プライバシーの観点を含む)を踏まえた - メタバースの運営・・子ども・未成年ユーザへの対応
個人の尊厳	・ユーザとアバターとの紐付けにおけるプライバシーの尊重 ・アバターの肖像の尊重 ・他のユーザやアバターに対する誹謗中傷及び名誉毀損の抑制
参加機会の公 平性	・メタバースへの公平な参加機会・誰もが使えるユーザビリティの確保
多様性	・物理空間の制約にとらわれない自己実現・自己表現 ・障がい者等の社会参画の手段としての有効性 ・多様な発言等やユーザの主体性の確保(フィルターバブル、エコーチェ ンバーといった問題が起きにくいメタバース)

<信頼性・利便性の向上を図る観点からの論点>

項目	内容
-24	734
透明性	・ユーザからみて何がデータとして保存されているか(期間、内容等)の明示・ユーザからみてプラットフォーマー等がどのデータを利用するのか(ユーザはオプトイン、オプトアウトが可能か)の明示
個人情報保護	・メタバースの利用に際してのデータ取得、メタバースの構築に際しての映り込み等への法令遵守等による対処 ・実在する人物の姿を利用したアバター(リアルアバター)やユーザの個人情報の 保護
説明責任	・メタバースの特性の説明 ・メタバースの利用に際してユーザへの攻撃的行為や不正行為への対応の説明 ・ユーザ間トラブル防止や不利益を被ったユーザのための取組 ・ユーザ等との対話を通じたフィードバックを踏まえた改善
セキュリティ	・メタバースのシステムのセキュリティ確保(外部からの不正アクセスへの対処 等)
相互運用性	・メタバース内のアバター、コンテンツ等について他ワールドでの相互運用性の 確保等によるメタバース全体の持続可能性の向上
リテラシー	・ユーザ同士の協調によるコミュニティの維持・改善・ユーザのメタバースに対する理解・ユーザのICTリテラシー向上

<メタバースの自主・自律的な発展に関する原則>

	TOTAL HIPTOGRAPHICA
項目	内容
オープン性・ イノベーショ ン促進	・自由で開かれた場としてのメタバースの尊重 ・自由な事業展開によるイノベーション促進、多種多様なユースケースの創出 ・アバター、コンテンツ等についての相互運用性の確保 ・知的財産権の保護(アバターの肖像の適正な保護を含む)
多様性·包 <mark>摂</mark> 性	・物理空間の制約にとらわれない自己実現・自己表現 ・様々な国・地域、ユーザ属性等による文化的多様性の尊重 ・多様な発言等の確保(フィルターバブル、エコーチェンバーといった問題が起きにくいメタバース) ・障がい者等の社会参画の手段としての有効性 ・メタバースへの公平な参加機会の提供 ・誰もが使えるユーザビリティの確保
リテラシー	・ユーザのメタバースに対する理解度向上の支援 ・ユーザのICTリテラシー向上の支援
コミュニティ	・コミュニティ運営の自主性の尊重 ・コミュニティ発展の支援

<メタバースの信頼性向上に関する原則>

	項目	内容		
	透明性· <mark>説明</mark> 性	・サービス利用時の保存データ(期間、内容等)及びプラットフォーマー等が利用する データの明示並びにそれらのユーザへの情報提供 ・提供されているメタバースの特性の説明 ・メタバースの利用に際してユーザへの攻撃的行為や不正行為への対応の説明		
	アカウンタビ リティ	・ユーザ間トラブル防止や不利益を被ったユーザのための取組 ・他のユーザやアバターに対する誹謗中傷及び名誉毀損の抑制 ・ユーザ等との対話を通じたフィードバックを踏まえた改善 ・子ども・未成年ユーザへの対応		
	プライバシー	・ユーザの行動履歴の適正な取り扱い ・ユーザとアバターとの紐付けにおけるプライバシーの尊重 ・メタバースの利用に際してのデータ取得、メタバースの構築に際しての映り込み等への 法令遵守等による対処 ・実在する人物の姿を利用したアバター(リアルアバター)の取り扱いへの配慮		
	セキュリティ	・メタバースのシステムのセキュリティ確保(外部からの不正アクセスへの対処等)		

(参考)原則等の例(第1回研究会事務局資料)と各団体における取組の対応関係

民主的価値に基づく原則	各団体における取組((各団体の取組は以下の表	長に限るものではない。ま	また、原則案の各項目の	の内容と完全に一致する	るものではない。)
項目	Metaverse Japan	メタバース 推進協議会	バーチャルシティ コンソーシアム	デジタル空間 経済連盟	バーチャルライツ	京都府
自由とルールの適正なバランス	○ (ホワイトペーパー)	〇 理念・活動方針 (現実社会連動 メタバースガイドライン)	○ (VC宣言、 VCガイドライン)	○ (リテラシー・ ガイドブック)	○ (原則案への意見)	
個人の尊厳	○ (ホワイトペーパー)	〇 理念・活動方針 (現実社会連動 メタバースガイドライン)	○ (VCガイドライン)	○ (リテラシー・ ガイドブック)	〇 (国連STIフォーラムでの研究発表、原則案への意見)	
参加機会の公平性	○ (5 Pillars)	〇 理念・活動方針 (現実社会連動 メタバースガイドライン)	○ (VCガイドライン)	○ (リテラシー・ ガイドブック)		〇 (宣言)
I 多様性 I	O (5 Pillars)	〇 理念・活動方針 (現実社会連動 メタバースガイドライン)	〇 (VC宣言、 VCガイドライン)	○ (リテラシー・ ガイドブック)	○ (国連STIフォーラム での研究発表)	(宣言)

信頼性・利便性の向上を図る観点 からの論点	各団体における取組((同上)				
透明性		〇 (社会実装Lab)	○ (VCガイドライン)	○ (リテラシー・ ガイドブック)		
個人情報保護	○ (ホワイトペーパー)		○ (VCガイドライン)	○ (リテラシー・ ガイドブック)	〇 (原則案への意見)	
説明責任			○ (VCガイドライン)	○ (リテラシー・ ガイドブック)	○ (アンケート調査、 原則案への意見)	
セキュリティ	○ (ホワイトペーパー)	○ (セキュリティガイドラ イン)		○ (リテラシー・ ガイドブック)		(宣言)
相互運用性	○ (5 Pillars, MVJ Lab)	〇 (オープン技術Lab)	○ (VC宣言、 VCガイドライン)			
リテラシー			○ (VCガイドライン)	○ (リテラシー・ ガイドブック)		

- 1. 研究会での発表内容等及び主な意見(第1~3回)
- 2.1次とりまとめの方向性
- 3. 前文(案)及び原則(案)
- 4. 今後のスケジュール

(民主的価値を踏まえたメタバースの将来像の醸成)

- 将来、メタバース上では国境を越えて様々なワールドが提供され、メタバースが物理空間と同様に国民の生活空間や 社会活動の場として益々発展し、人々のポテンシャルをより一層拡張することが期待される一方、物理空間と仮想空 間がこれまで以上に融合した結果として、メタバース上での出来事や価値観が物理空間に影響を与え、物理空間の民 主的価値を損なう可能性も想定される。このような状況を防ぐためにも、以下の①~③をメタバースにおける民主的 価値の主な要素として国際的な共通認識とした上で、メタバースの将来像の醸成を図ることが重要である。
 - ① メタバースが自由で開かれた場として提供され、世界で広く享受されること
 - ② メタバース上でユーザが主体的に行動できること
 - ③ メタバース上で個人の尊厳が尊重されること

(原則の位置づけ)

- 上述の民主的価値を実現し、ユーザが安心・安全にメタバースを利用していくために、メタバース関連サービス提供者の取組として、以下の2つを大きな柱として位置づける。
 - ① 社会と連携しながら更なるメタバースにおける自主・自律的な発展を目指すための原則
 - ② メタバース自体の信頼性向上のために必要な原則

(メタバースの自主・自律的な発展に関する原則についての考え方)

● メタバースがメタバース関連サービス提供者やユーザ等の自主的な創意工夫により自律的に社会的・文化的発展を遂げてきた経緯を踏まえ、ワールドのオープン性やイノベーションの促進、世界中の様々な属性のユーザがメタバースを利用する多様性・包摂性、ICTリテラシーの向上やコミュニティ運営の尊重など社会と連携した取組

(メタバースの信頼性向上に関する原則についての考え方)

● メタバースの自主・自律的な発展を支えるために、透明性・説明性、アカウンタビリティ、プライバシーへの配慮、セキュリティ確保などメタバースへの信頼性を向上させるために必要な取組

原則(案)

<メタバースの自主・自律的な発展に関する原則>

項目	内容
オープン性・イノベー ション促進	・自由で開かれた場としてのメタバースの尊重 ・自由な事業展開によるイノベーション促進、多種多様なユースケースの創出 ・アバター、コンテンツ等についての相互運用性の確保 ・知的財産権の保護(アバターの肖像の適正な保護を含む)
多様性·包摂性	・物理空間の制約にとらわれない自己実現・自己表現 ・様々な国・地域、ユーザ属性等による文化的多様性の尊重 ・多様な発言等の確保(フィルターバブル、エコーチェンバーといった問題が起きにくいメタバース) ・障がい者等の社会参画の手段としての有効性 ・メタバースへの公平な参加機会の提供 ・誰もが使えるユーザビリティの確保
リテラシー	・ユーザのメタバースに対する理解度向上の支援 ・ユーザのICTリテラシー向上の支援
コミュニティ	・コミュニティ運営の自主性の尊重・コミュニティ発展の支援

<メタバースの信頼性向上に関する原則>

項目	内容
透明性·説明性	・サービス利用時の保存データ(期間、内容等)及びプラットフォーマー等が利用するデータの明示並びにユーザへの情報提供 ・提供されているメタバースの特性の説明 ・メタバースの利用に際してユーザへの攻撃的行為や不正行為への対応の説明
アカウンタビリティ	・ユーザ間トラブル防止や不利益を被ったユーザのための取組・他のユーザやアバターに対する誹謗中傷及び名誉毀損の抑制・ユーザ等との対話を通じたフィードバックを踏まえた改善・子ども・未成年ユーザへの対応
プライバシー	・ユーザの行動履歴の適正な取り扱い・ユーザとアバターとの紐付けにおけるプライバシーの尊重・メタバースの利用に際してのデータ取得、メタバースの構築に際しての映り込み等への法令遵守等による対処・実在する人物の姿を利用したアバター(リアルアバター)の取り扱いへの配慮
セキュリティ	・メタバースのシステムのセキュリティ確保(外部からの不正アクセスへの対処等)・メタバース利用時のなりすまし等の防止

- 1. 研究会での発表内容等及び主な意見(第1~3回)
- 2.1次とりまとめの方向性
- 3. 前文(案)及び原則(案)
- 4. 今後のスケジュール



- 第1回 研究会立ち上げ
- 第2回 関係者ヒアリング
- 第3回 関係者ヒアリング
- 第4回 関係者ヒアリング、海外動向、メタバースの原則(案)についての議論

- 第5回 メタバースの原則1次とりまとめ
- 第6回 前研究会フォローアップ①
- 第7回 前研究会フォローアップ② 報告書骨子(案)
- 第8回 事業者向けガイドライン検討状況、報告書(案)→意見募集
- 第9回 報告書とりまとめ→報告書公表
- 第10回以降 OECD等の検討状況のフィードバック、我が国の原 則等の検討 等

議題及びスケジュールについては、今後の議論の 状況等を踏まえて変更する可能性がある。